

## 地方六団体会長の共同記者会見の概要について

本日、開催された地方六団体代表者会議終了後における地方六団体会長の共同記者会見の出席者及びその概要については、次のとおりです。

全国知事会会長	麻 生 渡	( 福岡県知事 )
全国都道府県議会議長会会長	島 田 明	( 山口県議会議長 )
全国市長会会長	山 出 保	( 金沢市長 )
全国市議会議長会会長	国 松 誠	( 藤沢市議会議長 )
全国町村会会長	山 本 文 男	( 福岡県添田町長 )
全国町村議会議長会会長	川 股 博	( 北海道由仁町議会議長 )

麻生会長)

今朝、新地方分権構想検討委員会の神野委員長から中間報告をいただきました。1月以来、神野委員長はじめ、各委員の皆さん方に非常に熱心に議論いただき、優れた中間報告をまとめていただいたことに感謝している。

今回の中間報告に盛り込まれている七つの提言は、今後の地方分権を現実のあるかたちで実現をしていくための、特に税、財政面における改革の方向付けとして、極めて重要なものであると考えている。従って、我々はそれぞれの団体で、この提言について議論をし、六団体共通の税、財政面における改革に対する意見としてとりまとめ、その実現に向け、全力をあげ

て取り組んでいきたい。

なお、その方法のひとつとして、地方自治法263条に基づく地方側の意見を内閣や国会に提出することが認められているが、この際、この提言の実現の方法として必要があれば、この提出権の活用も視野に入れて、検討していきたい。

中間報告の内容については、先日、神野委員長から説明の記者会見がなされたが、七つの提言項目、それを行う前提としての分権改革の五つの視点が明示された。そして大きな枠組みとしては、地方行財政会議というものを創り、新たな推進法の制定ということを提言している。具体的な中身としては、地方交付税制度の思い切った共有税化という考え方を打ち出し、不交付団体の増加の問題、税源移譲、国と地方の役割分担の整理に対する考え方等々、基本的、実践的な方向が示されており、我々としても是非、この方向で実現したいと先程から、地方六団体で話をしたところである。

もう一点、昨日の経済財政諮問会議における民間議員提案ということで、交付税の抑制措置について、総額を数字として固定させる提案になっているようだが、交付税というのは、地方にとって最終的な行政、いわば住民サービスを行うために必要な移転支出であり、どの程度削減可能な支出であるのか、あるいはどの程度当然増として増えていく支出であるのかといった、最終段階の支出の検討がなされなくてはいけない。移転支出の視点からのみ削減可能かどうかといったことを判断するのは、実態から乖離した議論である。特に、我々地方の歳出の約7割が国の関与に伴い支出することになる経費で占められており、中でも社会保障関係経費は、毎年増えており、今後も増えていかざるを得ない経費である。国の財政再建の観点

から一方的に歳出を抑制するというような議論ではなく、歳出構造の実態からみて、どのような項目が最終支出から削減され得るのか、どの項目が増えていかざるを得ないのかといった観点での確な点検を行い、同時に国の過剰な関与を除き、また、国と地方の二重行政を整理するなど、これらと併行して交付税の総額の問題を議論していかないと住民サービスは維持できなくなる。この点を特に訴えたい。

島田会長)

神野委員長はじめ各委員に心から感謝申しあげたい。また、「このまちに住んでよかった」と思えるような地域を創るために、議会として、全力を尽くさなくてはならないと思っている。

分権改革は未完の改革であり、国民や国会の理解を得ながら、さらに強力に進めていかななくてはならない大きな課題と思っている。中間報告にある七つの提言の実現に向けて、他の団体と協力しながら全力を尽くさなくてはならないと思っている。

山出会長)

神野先生の国と地方の税収の比率、国と地方の歳出の比率を合わせていこうというお考え、そして当面は国と地方の税収の比率を5対5にしていこうということを前提に改革を進めていこうということであるが、国民の皆さんにわかり易くという趣旨には賛成である。

一昨年の三位一体改革のスタートは、初めに補助金削減ありきということだったため、国民の皆さんにわかりにくいものになった。今回は、国と

地方の収入の比率や歳出の比率ということからスタートしているので、国民の皆さんにはわかりやすいのではないかと思うし、国民と国会の理解を得るにも恰好の提案ではないかと思う。理論的であるし、国と地方のあり方にとって示唆を含んでいる点で、一つの見識を示してくださっており、ありがたく思っている。今後、地方六団体として提言を受けて、これをまとめていく手続きがあるが、市長会としてもこのような手続きを行っていかなくてはならない。

絶えず申しあげてきたことは、国と地方にかかわる基本的な事項については、国と地方の協議の場を運営主体とし、これを制度化することである。このため、これに代わる地方行財政会議の設置や、分権の流れは決して消してはならないという視点から、新たな分権法の制定を求めているということを基本として、具体的な交付税のあり方、あるいは国庫補助金の仕組みのあり方等について、市長会としてもさらに議論を深めていきたいと思っている。

こうした中身を、地方自治法の条文の趣旨に基づき、意見具申権を行使するというかたちで、今後進めていこうということだが、このような手続きは、重くとらえなくてはならないと思うし、この意見を受けた内閣と国会は誠意を持って対応して欲しいと思う。

国松会長)

私からは二つ申し上げたい。まず、提言3に掲げる地方交付税に関し、現在、財務省の財政制度審議会や経済財諮問会議などの場において地方交

付税の抜本の見直しが提言されているが、単に地方交付税の財源保障機能の縮小や地方財政計画を圧縮することについては絶対反対であり、地方交付税制度の見直しを行うに当たっては、まず、国による関与や義務づけの見直しから行うべきであると考えます。このため、提言3に掲げるような地方交付税制度の見直しを、是非とも実現していかなければならないと思う。

もう一つは、提言6に掲げる財政再建団体となった場合の首長及び議会の責任強化で、財政再建については、二元代表制の仕組みからしても、住民や住民の代表機関としての議会による監視等により、まず再建を進めるべきであると考えます。地方自治体が財政破たんになれば、首長の責任はもとより、我々議会もその責任を負うことは当然である。要は財政破たんに至る以前の段階において、財政を再建すべく早期に是正措置を講じることが肝要であると考えます。

よって、提言6に掲げてあるように、我々議会が監視機能を十分に発揮できるよう、財政状況を客観的に示すメルクマール（指標）や財政運営の透明性が確保できる手立てが必要であると思われる。

最後に、今回の中間報告を受け、今後とも、我々地方六団体として、「地方分権に終わりはない」との共通認識の下、地方分権改革を国民的運動として理解を積極的に進めていかなければならないと考えている。

山本会長)

地方分権のためのビジョンづくりであるが、神野先生以下、委員の方々のおかげで立派な報告が作られ、感謝申しあげたい。

考えてみると、現行の地方自治制度について、このように変えた方がいいのではないかといった議論がなされるということは、もう制度が古くなっているのではないかと言えるのではないか。そして、今が改正の時期にあたっているのではないかという感じがしている。

七つの提言を個々によく検討すると、現在の地方自治の実態からして、この七つの提言こそ、最も地方が求めていることばかりではないかと思っている。我々もこの提言の実現に向けて、全力をあげていかななくてはならないと認識を新たにしている。

地方分権が達成されると、新しい日本が生まれるのではないか。国と地方の役割分担が明確にされると、すべてが国民の利益になり、同時に物心両面にわたり豊かな日本の国ができあがるのではないか。そういったことから、地方六団体は、この中間報告の提言の実現のために最善の努力をすることが必要であると同時に、政府や国会にもおそらく十分ご理解いただき、格別な配慮をしていただけるものと思っている。

川股会長)

地方分権確立の道のりはまだまだ程遠いものであると感じている。しかしながら、これまでの努力によって、重い扉は徐々に開きつつあるので、あきらめるわけにはいかない。市町村合併や、現在国会で審議されている地方議会制度改革など、町村議会として新たな出発の時と考えており、町村議長会一丸となって、この提言の実現に向け、取り組んでいきたい。

- - - 質疑・応答 - - -

A社)

意見具申をするということだが、10年前に出して今回が2回目になるが、今回出すことの意義は。

麻生会長)

地方分権について我々が向かっているステージをどのように判断するかということだが、平成5年の両院決議の大きな力になった地方からの意見具申によりいわゆる分権推進法ができて、三位一体の改革、いわば財政面の改革まで来ている。次の大きなステップに踏み出さねばならないという認識だ。それで神野先生方をお願いして今年いっぱいを目途に分権の将来像について知恵をお借りしている。やはり、我々に認められた意見具申権はフルに使うべき時期ではないかという認識で活用を検討している。

B社)

意見具申を行う時期についてはいつか。また、その内容はこの報告のすべてにわたるのか、部分的なものになるのか。

麻生会長)

時期についてはできるだけ早く、大会を今月末に開催するので、その時に方向を出したい。その間に六団体とも会合を開く予定だが、そこで議論をすることになっている。どういう項目についてやっていくかは、中身の議論の成熟度によると思うので、全項目について一斉にやれる状態にある

のか、もっと議論が必要だという可能性もあるので、議論の成熟度を見ながら段階的に考えてやっていかなくてはならないと思っている。

（社）

時期としては、骨太の方針がまとまる前の6月の初めには出したいということか。

麻生会長）

それが一番望ましいと考えている。

（社）

昨日、竹中総務大臣が経済財政諮問会議でプランを示したが、これに対する評価と、それには国と地方の役割分担については地方制度調査会の場でやるというように書いており、国と地方の協議の場の法制化とは方向性が違うが、その辺をどのように考えるか。

麻生会長）

工程表については、項目を、竹中懇談会のレポートを短期・中期・長期に再整理したような内容になっている。これは報告の中身の性格上このようにわかれていくと考えている。

国と地方の問題について、どこで協議するかということについてだが、我々は今、国と地方の協議の場があるので、国と地方の役割分担の話ということだが、それ以外にももっといろいろなことをやっているの、これ



をもっと評価し発展させて、法律上根拠のある協議の場にしていきたい。

竹中大臣は、国と地方の役割分担のところをしっかりとさせたいということで、今ある組織なり委員会をまず使っていこうと考えておられるのではないか。

E社)

(民間議員への反論については)抗議声明のようなものなのか。

麻生会長)

これは我々の見解を表明しているものである。

E社)

というのは、交付税削減論がもの凄く強まっているが、それについてどのように反論していくのかについて地方六団体の資質が問われている。削減案をどのように跳ね返していくのかについてのお考えを。

麻生会長)

これは、いろいろな場を通じて我々の価値感なり考え方を表明していくことが必要だと考えている。直ちに報じられたことに対し反論するのもそのような活動のひとつだし、国と地方の協議の場、あるいは経済財政諮問会議で発言の機会を得たいとも考えている。同時に、自民党、与党の方でも歳出歳入一体改革の議論がなされているので、そのような政治の場に対しても積極的に働きかけをしていきたい。その場合に非常に大切なことは、

この項目は減らせるではないかという削減の議論を一方的に行っているが、ひとつは、削減ということが何故できると考えるのかという実体的根拠がない。ここを減らせば将来の再建がこうなるということから出発している。ここで指摘しているように、中間支出である交付税は最終支出と結びついているわけなので、最終支出はどこで減らせるという議論が具体的になされていない。ということで減らす減らすという議論をすることは我々の行政サービスを維持していくという点から問題が生じる。この点をはっきり申し上げたい。もう一つの大事な点は、減らせる減らせるというが、特に社会保障経費は当然増経費だ。増える部分がある。これはどうにもならない。住民の皆様生活を維持するために、医療にしても介護にしても不可欠なお金だ。だから当然増えていかざるを得ない増加要因に目をつぶった議論をしてしまうことについて、極めてバランスが取れず実態を無視した議論であるということで、この二つを特に強調し、主張したい。

山出会長)

ひとつひとつ論理的に議論して行かなくてはならないと思うが、例えば、交付税は人口と面積で配分して単純化しようとする議論も出ている。日本の人口はどんどん減少しているということで、本当に人口の少ない地域もこれからどんどん出てくると思う。そうするとその地域の経費は割高になる。割高になる要素も捨象したら、その地域の人本当に住んでいけるのか。人口が減ってもそこには実際に人の暮らしがある。もし人口と面積だけで、ということになると、やはり地方切り捨て、弱い者切り捨てということになりかねない。私はここに政治が存在しなければならない領域があ

ると考えるので、こういうことを政治の場で、また、理論的にも論破してただすべきはただしていきたい。言いたいことは沢山ある。

F社)

経済財政諮問会議で首相が知事、市長の退職金が多すぎるという発言があり、1期4年間で1カ月分多いような自治体もあるようだが、このような実態のあり方についてどう考えるか。

麻生会長)

これを多いか少ないかというのはものの見方だと思う。我々が負っているいろいろな責任、職務の激務度等から考えて、まあ、基本的には官民バランスが根本になると思うが、それで考えていくことになるかどうか。各団体が決めていくしくみになっているので、あんまり一律の考え方をせずに、市町村長の働きぶり、責任の程度を見ながら決めていくというように思っている。

G社)

竹中大臣の私案について、具体的な評価を伺いたい。私的懇談会の中間報告から、自由と責任のどちらかということと責任のところ、具体的に中期的に期限を切ってやりますということを出している感が強いが。例えば、不交付団体の拡大といえ、あらためて人口20万人以上の自治体の半分とするとか、破綻法制を3年以内に整備することなど、このあたりからして、地方分権を推進するという認識は共有できているのか。それとも、

意見の食い違いが明確になったのか、その辺はどうか。

麻生会長)

交付団体が減っていくこと自体は我々も望むところだ。ただ、交付団体を減らす方法については、極端に言えば、とにかく交付税をどんどん切れれば不交付団体になっていくわけだから。問題は、方法論として、その場合には、ちゃんと地方側が自立できるような税源を移譲するということで実現しなければならない。だから、不交付団体を人口20万人以上の自治体の半分位にしたいという目標自体は結構だと思う。問題は、どうやって実現するのかということだが、竹中レポートも税源移譲は大事だということを行っているので、考え方としてはそんなに違ってないのではないかという気がしている。

破綻法制について、破綻という言葉を使っているが、基本的には自治体を無くすわけにはいかないということがあるので、自治体があるという前提で破綻に至らないような監視責任体制と、破綻になった場合にどのような責任をもってやるかを考えてやっていくわけなので、これを破綻型なのか再建型なのかは、言葉の使い方ではないか。民間会社のように完全に破産させて市場からリタイアさせるということとはできないわけだから、そういう現実に立った提案になっているのではないかと思う。全体としては、新しい分権一括法をつくっていかうではないかということとか、交付税改革等いろいろな考え方があるが、もっと透明度の高いとか、もっとわかりやすいものにしなければならないということであるので、方向としては我々とそんなに違ってないものではないと思う。

地方債の完全自由化という言葉を使っているが、自由化とは何かということについて、この中身がはっきりしない。今まで我々が地方債を出すに当たっては、国の許可や協議をしなければいけないことになっていた。そういう意味で国からの自由化という意味ではないかと思う。この点はもっと詰めなければいけないと思う。

H社)

地方交付税の人口・面積による簡素化が明記されているが。

麻生会長)

それは、単純に人口と面積だけでやっていった場合、我々の財政的基盤に変化・困難が生じることについては、先程山出市長会長が言われたとおりである。要するにここで言おうとしているのは、人口・面積を基本にしたいと言っているが、もっとわかりやすく簡素化した格好にしようというのが趣旨であって、誰が考えても、この二つの要素だけでやれるものではなく実態にも合わないということがあるので、そういうことを考えながら、交付税の算定基準をもっと透明度のあるものにしようということだと思ふ。

I社)

同じ竹中大臣の提出資料の中に、歳出歳入一体改革の関係で、例えば公共事業で2兆円の歳出削減が可能であるとか、人件費についても削減の想定をしているが、この点については。

麻生会長)

我々の地方単独公共事業のことを言っているのではないかと思うが、それをどこまで減らせるかということについては、実は我々は猛烈に減らしており、バブル期以前の水準に戻している。さらにこれをどの程度減らせるかということについては、実態を見た慎重な議論をしなければいけない。というのは、我々は県道や市町村道を造るが、単に県道や市町村道を造るわけではない。国道が立派にできた場合、国道が使われるためには、接続する県道・市町村道が整備されなくては意味がない。そういう点で、我々の公共投資は、国の公共投資とネットワークを組みながらやっている実態がある。そういう中で、我々は財政事情で困って単独事業を減らしてきている。国全体としてどのようにしていくのかということで一貫した考え方でやろうという考え方も出ているので、そういう中で考えていかななくてはならない。一方的に減らしてしまうといろいろな社会資本の有効な活用ができなくなってしまう。人件費の問題については、削減率は、今は6.2%ということを目標に削減努力をしている。そういう点からいうと人件費をもっと減らせるという計画は持っている。それをもっとやれと言われた場合、警察官は削減できない。安全対策のためにはむしろ増やさなければいけない。教員も定数配置のルールがあるので一方的に減らせない。そうするといわゆる知事部局中心に減らすことになる。そうなった場合には、退職者の数を考えなければならない。退職者分の不補充というやり方しかできないので、そういう要素も考えなくてはならない。そうした場合、どの程度の削減率が可能になるかを総務大臣が試算されたかも知れないが、

我々は我々の試算をしなければならない。大事なことは、削減要素ばかり見るのではなくて当然増要素を見るということ。そうしなければ運営できなくなってしまう。削減努力はしてきている。国は10年間で11.8%の歳出増だが、地方はこの間7.8%減らしてきている。だからこそプライマリーバランスは地方の方が早く良くなってきている。そういう実態を踏まえて議論をしていかななくてはならないと思う。